

## 公益社団法人三重県観光連盟ホームページ広告掲載要領

### (目的)

第1条 この要領は、公益社団法人三重県観光連盟が管理するホームページへの広告掲載を適正に行うため、公益社団法人三重県観光連盟広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に基づく広告掲載の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### (広告の種類・規格等)

第2条 広告の種類及び要綱第4条に規定する広告の掲載位置、掲載枠数、規格等は次に掲げるとおりとする。

(1) 広告の種類 バナー広告

(2) 広告の掲載位置及び掲載枠数

#### ①PC用トップページ

A：最上段の所定の位置 1枠

B：上段の所定の位置 2枠

C：下段の所定の位置 6枠

※A、B、Cは、PC用イベントページ3枠、PC用季節の特集ページ3枠、PC用モデルコースページ3枠にランダムに掲載する。

※A、B、Cはスマートフォン用1枠（トップページを除く）にランダムに掲載する（表示確率は④のとおりとする）。

※A、Bは、スマートフォン用トップページ下部の所定の2枠の位置にランダムで掲載する。

#### ②PC用第2階層以下ページ

D：最上段の所定の位置 1枠

E：上段の所定の位置 2枠

※D、Eはスマートフォン用1枠（トップページを除く）にランダムに掲載する（表示確率は④のとおりとする）。

※D、EはA、Bと共にスマートフォン用トップページ下部の所定の2枠の位置にランダムで掲載する。

#### ③PC用第2階層・スポット情報ページ

F：スポット検索ページ上段の所定の位置 3枠

※スポット情報ページの下部3枠にもランダムで掲載する。スマートフォン用1枠（トップページを除く）にランダムに掲載する（表示確率は④のとおりとする）。

④スマートフォンサイトの表示確率（トップ画面を除く）

- ・ A及びD 1 / 4
- ・ B及びE 1 / 6
- ・ C及びF 1 / 1 2

(3) 規格 大きさ

①トップページ

A：最上段 横300ピクセル・縦250ピクセル※1

B：上段 横300ピクセル・縦125ピクセル※1

C：下段 横250ピクセル・縦 64ピクセル

※1 トップページ以外のページは横250ピクセル・縦 64ピクセル

②第2階層以下ページ

D：最上段 横300ピクセル・縦250ピクセル

E：上段 横300ピクセル・縦125ピクセル

③第2階層・スポットページ

F：上段 横250ピクセル・縦 64ピクセル

④スマートフォン表示サイズ 横300ピクセル・縦250ピクセル

※高解像度ディスプレイでの最適化表示のため各サイズ2倍程度を目安としたサイズでの素材入稿を推奨

形式 GIF・JPEG（アニメーション不可）

データ容量 100KB 以下

(広告の掲載基準)

第3条 前条に規定するバナー広告は、文字又は画像で表示された情報で、広告主の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいい、要綱第3条に規定する広告の掲載基準は、バナー広告本体だけでなくリンク先のホームページの内容についても適用する。

(広告の掲載の期間)

第4条 要綱第5条の規定による広告を掲載する期間は、1か月を単位とする。ただし、1か月を超える期間の広告掲載の申込みがあった場合は、その期間を掲載期間とすることができる。

2 広告を掲載する開始日（以下「広告掲載開始日」という。）は、原則として当該広告を掲載する月の第1日とする。

3 広告を掲載する終了日（以下「広告掲載終了日」という。）は、原則として当該広告を掲載する月の最終日とする。

（広告の募集方法）

第5条 要綱第6条の規定による広告の募集方法は、次に掲げるとおりとする。

（1）募集方法は、原則として連盟ホームページに募集要領等を掲載することにより公募するものとする。

（2）募集は、広告枠を新たに設定したとき、又は広告枠に空きが生じたときに行うことができるものとする。

（3）連盟は、公募を行うにあたって、広告主となり得る者に対し、広告掲載の案内をすることができる。

（4）広告の掲載を希望する者は、公益社団法人三重県観光連盟ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）により連盟に申し込むものとする。

（広告掲載の決定及び承諾）

第6条 連盟は、前条の規定による申込みがあった場合は、募集期間終了後、速やかに審査し、要綱第7条第1項に規定する順位により広告掲載を決定する。この場合、同じ順位のとときは、連盟会員にあっては会費納入額の多いもの、掲載希望月の総数の多いものを優先して選定することができる。

2 連盟は前項の規定により決定したときは、公益社団法人三重県観光連盟ホームページ広告掲載（不掲載）通知書（様式第2号）により当該申込者に通知する。

3 広告掲載の決定を受けた広告主は、連盟が指定する期限までに、公益社団法人三重県観光連盟ホームページ広告掲載承諾書（様式第3号）を連盟に提出するものとする。（新規申込の場合のみ）

（広告掲載料）

第7条 広告掲載料は、次に掲げるとおりとする。（全て消費税及び地方消費税別）

（1）広告主が連盟非会員である場合は、

①トップページ

A：最上段 1枠あたり月額 96,000円

B：上段 1枠あたり月額 48,000円

C：下段 1枠あたり月額 29,000円

②第2階層以下ページ

D：最上段 1枠あたり月額143,000円

- E：上段 1 枠当たり月額 67,000円  
③第2階層・スポットページ  
F：上段 1 枠当たり月額 14,500円

(2) 広告主が連盟会員である場合は、

①トップページ

- A：最上段 1 枠当たり月額 57,000円  
B：上段 1 枠当たり月額 28,000円  
C：下段 1 枠当たり月額 19,000円

②第2階層以下ページ

- D：最上段 1 枠当たり月額 85,000円  
E：上段 1 枠当たり月額 38,000円

③第2階層・スポットページ

- F：最上段 1 枠当たり月額 9,000円

(3) 広告主が連盟会員であり、かつ広告掲載申込み及び掲載決定の期間が12か月間の場合は、前2号に掲げる広告掲載料に12を乗じた額から広告掲載料の1ヶ月分を減じた額とする。

2 広告主は、前項の規定による広告掲載料を、連盟が指定した日までに、一括して前納するものとする。

(広告掲載料の返還)

第8条 連盟は、広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載期間において当該広告を掲載しなかったときは、掲載しなかった日数に応じて、前条の規定により定めた広告掲載料に基づき、日割計算により算出した金額を広告主に返還する。ただし、当該広告を掲載しなかった期間が1か月単位につき1日未満の場合は、返還しないものとする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる理由により、連盟がホームページの運営を一時停止した場合は、その広告掲載料を返還しないものとする。ただし、一時停止の期間が2日を超える場合は、前項の規定に準じて広告掲載料を返還する。

(1) 機器等の保守又は工事を行う場合

(2) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合

3 連盟は、要綱第8条第2項の規定により広告掲載を取り消した場合において、

既に広告掲載料が納付されているときは、納付済みの広告掲載料は広告主に返還しない。ただし、複数月の広告掲載料を納付している場合は、広告の取消しを通知した日の属する月の翌月以降の月に係る広告掲載料を返還する。要領第7条第1項第3号の規定により1ヶ月分を一括納付している場合は、納付額から広告の取消しを通知した日の属する月までの月数に同条第1項第2号の広告掲載料を乗じた額を差し引いた残額を返還する。

- 4 連盟は、要綱第9条の規定による広告掲載の取下げを受理した場合において、既に広告掲載料が納付されているときは、納付済みの広告掲載料は広告主に返還しない。ただし、複数月の広告掲載料を納付している場合は、広告の取下げを受理した日の属する月の翌月以降の月に係る広告掲載料を返還する。要領第7条第1項第3号の規定により1ヶ月分を一括納付している場合は、納付額から広告の取消しを通知した日の属する月までの月数に同条第1項第2号の広告掲載料を乗じた額を差し引いた残額を返還する。
- 5 前各項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告原稿の作成)

第9条 広告主は、原則として広告掲載開始日から起算して10日前までの連盟の指定する日までに、原稿を連盟の指定する場所に提出するものとする。

- 2 前項の規定により作成する広告原稿に要する経費は、広告主が負担するものとする。
- 3 連盟は、第1項の規定により提出された広告原稿の内容が第2条、第3条、第10条、及び要綱第3条の規定に違反すると認める場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

(広告の禁止表現)

第10条 広告の禁止表現は、原則として次に掲げるものとし、いずれかに該当する場合は、その広告は掲載しない。

- (1) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの
- (2) 閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの
- (3) 実際には機能しないもの
- (4) その他広告の表現として適当でないと連盟が認めるもの

- 2 広告の制限事項は、広告の表現、動き及び配色等で、閲覧者に不快感を与えるおそれがあると認める場合とし、制限に反する場合は、その広告の掲載を認めない。

(広告の変更)

第11条 広告主は、広告の掲載期間が複数月にわたる場合は、連盟にあらかじめ協議した上、当該広告の内容を原則として月単位で変更することができるものとする。この場合において、第9条の規定を準用する。

- 2 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更しようとする日から起算して5日前までに連盟に届け出るものとする。

(協議)

第12条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、連盟と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(裁判管轄)

第13条 この要領に定める広告掲載に関する訴訟は、津地方裁判所に提訴するものとする。

附則

- 1 この要領は平成20年1月10日から施行する。

備考	平成22年2月	1日	一部改正
	平成23年2月	1日	一部改正
	平成24年2月	3日	一部改正
	平成25年2月	15日	一部改正
	平成25年4月	1日	一部改正
	平成26年4月	1日	一部改正
	平成27年4月	1日	一部改正
	平成28年4月	1日	一部改正